

事業概略書

生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業
報告書

令和 3（2021）年 3 月

一般社団法人北海道総合研究調査会 （報告書 A 4 版 210 頁）

事業目的

- 平成30（2018）年6月に生活困窮者自立支援法が改正・公布され、自立相談支援事業の利用勧奨、関係機関間の情報共有を行う「支援会議」の設置、就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の努力義務化、地域居住支援事業の開始等の取組みが、各種施行令、通知等が順次明示されてきた。
- 本調査研究では、改正された生活困窮者自立支援制度の進捗と改善に向けた基礎データを得るため、次の3点について調査設計を行い、データを収集することとした。
 - ・改正生活困窮者自立支援法等の実施状況（アンケート）
 - ・就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた自治体の取組状況（アンケート）
 - ・就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施自治体の先行的な取組状況（ヒアリング）
- 上記調査を実施することにより以下を明らかにすることを目的とした。
 - 1）改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握する
 - ・自治体における法改正事項の進捗状況を把握する
 - ・自治体における法改正事項への取組による効果を把握する
 - ・自治体における法改正事項への取組の課題を把握する
 - 2）今後の2つの任意事業（就労準備支援事業及び家計改善支援事業）の実施に向けた基礎データを得る
 - ・未実施自治体の実施しない（できない）理由を詳細に把握する
 - ・実施に向けた対処法の検討につなげる
 - 3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を把握する
 - ・自立相談支援機関等の相談者の変化を把握する
 - ・自立相談支援機関等における体制、制度に関する受け止め方等への影響を把握する

事業概要

1. 法改正事項の整理・支援実績分析

改正された生活困窮者自立支援法の内容の整理、支援実績の変化などの分析などを行った。

2. アンケート調査

主に〔1〕改正生活困窮者自立支援法等の実施状況、〔2〕就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた取組状況について把握することを目的として調査を実施した。

調査対象は、全国の全自治体（1,741カ所）、都道府県（47カ所）とし、調査票の種類としては「A.都道府県」「B.福祉事務所設置自治体」「C.福祉事務所未設置町村」の3種類を作成した。

事務局で調査票を設計した後、第1回研究会で素案を提示し議論を行い、それを踏まえて再修正した後、プレ調査を実施した。プレ調査では、人口規模、任意事業の実施状況を踏まえ、都道府県1、福祉事務所設置自治体基礎自治体3、福祉事務所設置町村2の計6自治体に依頼し、回答のしやすさ等について助言を受けた。

アンケート調査実施にあたっては、令和2（2020）年11月～12月に実施した。速報値については12月中に各委員に情報提供を行った上で、1月の第2回の研究会にて、上記目的で触れた3つの明らかにしたい事項に基づいた分析結果を議論し、新たな分析の視点や、取りまとめの方向性について議論を行い、さらに分析を行った。

3. ヒアリング調査

就労準備支援事業や家計改善支援事業の利用実績の増加がみられる自治体における有効な取組手法やノウハウ等を収集し、未実施自治体の実施に至るまでに必要な対応や取組プロセスの参考となるように、また、既に任意事業に取り組んでいる自治体においても事業のさらなる改善に資する情報を取りまとめることを目的とした。調査先の選定にあたっては、各自治体の支援実績やアンケート結果、研究会の議論を踏まえて7自治体を選定した。

4. 研究会の実施

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために「『生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業』研究会」を設置し、計3回開催した。研究会は、有識者や自立相談支援事業及び各種任意事業において専門的な知見を有する者等で構成した。令和2年10月、令和3年1月、3月の計3回開催した。研究会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、zoomによるオンラインでの開催を行った。

5. 報告書とりまとめ

上記1～4の結果を踏まえ、調査研究報告書を取りまとめた。

調査研究の過程

1. 法改正事項の整理・支援実績分析

①調査対象

- ・福祉事務所設置時自治体（905自治体）

②調査項目

- ・新規受付件数
- ・新規プラン件数
- ・就労支援対象者数
- ・増収者数
- ・各種任意事業実施状況

③収集資料

- ・法改正に関する各種資料（部局長、課長会議等）
- ・各年度の「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」
- ・認定就労訓練事業所の認定状況 等

2. アンケート調査

①調査対象

- ・福祉事務所設置自治体（A：都道府県47、B：基礎自治体860）
 ※福祉事務所設置自治体における生活困窮者自立相談支援事業主管部局が回答
 ※広島県、島根県については、管内自治体が全て福祉事務所設置自治体だが、都道府県調査票は送付。
- ・福祉事務所未設置町村（C：881）

②調査期間

- プレ調査：令和2（2020）年10月随時実施
 ※道府県1、福祉事務所設置自治体基礎自治体3、福祉事務所設置町村2）
- 本調査：令和2（2020）年11月24日～令和2（2020）年12月21日

③回収状況

- A：都道府県アンケート：39件（回収率：83.0%）
- B：基礎自治体アンケート：507件（回収率：59.0%）
- C：福祉事務所未設置町村：451件（回収率：51.2%）

④調査項目

主に、[1]改正生活困窮者自立支援法等の実施状況、[2]就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた取組状況について把握することを目的とし、調査項目を下記のとおりとした。

A 福祉事務所設置自治体（都道府県）

B 福祉事務所設置自治体（市町村）

C 福祉事務所未設置自治体（町村）

●は原則全員回答、○は一部該当者のみ回答

項目	内容	主な設問（備考）	A	B	C
①基礎情報	人口、体制、任意事業実施状況、支援実績	住民基本台帳データ、厚労省データとの突合も想定	(●)	(●)	(●)
②法改正の取組状況	利用勧奨	利用推奨に向けた関係部局との連携強化の取組状況、庁内関係部局との連携状況（※改正前後）	●	●	○
	支援会議	支援会議の設置状況、設置方法、開催状況、構成員、効果と課題（設置なしの場合）理由	●	●	○
	子どもの学習支援・生活支援	事業の実施有無、実施内容、連携先、他の学習支援事業等との連携状況、「学習支援」「生活支援」の実績（箇所数、利用者数等）、効果と課題	●	●	○
	地域居住支援事業	事業の実施有無、実施内容、連携先、事業実績（支援・利用者数等）、効果と課題	●	●	○
	就労訓練事業	優先発注の状況・取組意向、認定就労訓練事業所からの受注機会の増大を図る際の課題、法改正後の認定件数や受入れ実績変化	●	●	
	人員の配置	人員配置状況の充足感（増員等の必要性の有無・その理由）、適切な人員配置の促進のための取組状況 （都道府県）支援員の人材養成・確保の支援事業の実施状況	●	●	

③その他の取組	自治体コンサル事業	認知度、活用状況等	●	●	
	みんつながるサイト	認知度、活用状況等	●	●	
④就労準備支援事業	実施自治体の取組み状況	効果的な取組み状況	○	○	
	未実施自治体の検討状況	検討の進捗、取り組まない理由	○	○	
⑤家計改善支援事業	実施自治体の取組み状況	効果的な取組み状況	○	○	
	未実施自治体の検討状況	検討の進捗、取り組まない理由	○	○	
⑥未設置自治体	一次相談の実施状況	実施及び実施予定の状況、実施上の課題	●		●
⑦広域行政	研修の取組	研修の実施状況、市町村支援の取組	●		

3. ヒアリング調査

①ヒアリング先

「就労準備支援事業」または「家計改善支援事業」を実施しており、実績調査等から利用実績の増加がみられる、または、任意事業に着手しようとする自治体の中から、アンケート調査回答における取組状況も踏まえ、以下のとおり選定した。

	自治体名	人口※1	任意事業※2		各事業の実施形態（運営方法）		
			就労準備	家計改善	自立相談支援事業	就労準備支援事業	家計改善支援事業
1	茨城県古河市	142,992	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (株式会社)	委託 (社会福祉協議会)
2	福井県越前市	82,153	○	○	委託 (社会福祉協議会)	直営	委託 (社会福祉協議会)
3	岐阜県美濃加茂市	57,323	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)
4	埼玉県八潮市	92,112	○	○	委託 (ワーカーズコープ)	委託 (ワーカーズコープ)	委託 (ワーカーズコープ)
5	神奈川県海老名市	134,442	—	○	直営	—	直営
6	茨城県	272,002	○	○	直営	委託 (NPO法人)	委託 (NPO法人)
7	長野県	429,167	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)	委託 (NPOセンター等)

※1 基礎自治体：令和2年1月1日 住民基本台帳人口（総務省）

都道府県：平成30年1月1日 対象地区人口（厚生労働省「令和元年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計表」より）

※2 令和3年1月ヒアリング時点

②調査期間

令和2（2020）年1月～令和2（2020）年2月

③調査方法

Zoomによるオンラインヒアリング

③調査項目

・事業実施に向けた検討プロセス（庁内外での検討・準備・調整等）

- ・ 自立相談支援事業と各事業との連携状況（担当者間の引継ぎ、情報共有等）
- ・ 利用につなげる（利用実績の増加）ための工夫
- ・ 利用が伸びる前後の取組内容の変化
- ・ 事業実施による効果 等

※ヒアリングの分析にあたっては、効果的に実施している要素を取り出し、他自治体にも援用可能な部分（ツール）を整理することとした。

4. 研究会の実施

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために「『生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業』研究会」を設置し、計3回開催した。

研究会は、有識者や自立相談支援事業及び各種任意事業において専門的な知見を有する者等で構成した。令和2（2020）年10月、令和3（2021）年1月、3月の計3回開催した。

研究会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、zoomによるオンラインでの開催を行った。

5. 報告書とりまとめ

本調査において実施した支援実績の分析、各種アンケート、ヒアリング調査、及び研究会等を通じての議論を踏まえ、法改正の実施状況と今後の課題についてとりまとめ、任意事業の実施促進に向けて参考となる要素のとりまとめを行った。また、次期法改正も見据えた今後に向けて、提案もとりまとめた。

事業結果

1. 法改正事項の整理・支援実績分析

平成30（2018）年度に交付された生活困窮者自立支援法の改正事項や、人口当たりの支援実績について整理した。

◆法改正事項の整理

改正法では、基本理念を新設し、生活困窮者の定義について「社会的孤立」等の文言を法律上明確化した。また、自立相談支援事業等の「利用勧奨」を行うことへの努力義務化や、支援関係者間での情報共有の仕組み「支援会議」も創設された。さらに、これまで任意事業であった就労準備支援事業や家計改善支援事業は努力義務化され、両事業と自立相談支援事業との一体的実施をさらに推進する等が位置付けられたことを確認した。これらを含め改正事項として14の項目を整理した。

◆利用実績の推移

法改正が行われた平成30（2018）年度以降は、施行後3年間（平成27（2015）～29（2017）年度）と比べ、「新規相談受付件数」と「プラン作成件数」について、実績の伸びがみられる一方、「就労者数」と「就労・増収率」は施行後3年間の実績と比べて減少していた。任意事業の実施状況推移をみると、全事業において増加しているが一時生活支援事業が他と比べて低調であった。加えて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の2つの任意事業の実施と未実施を比べると、実施自治体の方が「新規相談受付件数」「プラン作成件数」とも実績値が高く、特に、両事業とも実施している場合が最も高い傾向にあった。

2. アンケート調査

主に〔1〕改正生活困窮者自立支援法等の実施状況、〔2〕就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた取組状況について把握することを目的として、全国の全自治体（1,741ヵ所）、都道府県（47ヵ所）に対し、アンケート調査を行った。

アンケート結果とともに、各自治体における支援実績データ等も踏まえ、次の視点に

より分析を行った。

分析の視点	内容
1. 改正法の実施状況に関する分析	(1) 法改正事項に対する各自治体の実施状況 (2) 法改正事項の「理念・定義」の認識・対応について (3) 都道府県の取組と支援実績について (4) 法改正の効果
2. 2つの任意事業の実施に関する分析	(1) 未実施の理由と必要性の認識 (2) 「自立で対応できている」未実施自治体について (3) 利用実績が伸びている自治体における「入口」と「出口」について
3. 新型コロナウイルスの影響に関する分析	(1) 相談ニーズの顕在化について (2) ニーズへの対応 (3) 任意事業の重要性の認識

1. 改正法の実施状況に関する分析

(1) 法改正事項に対する各自治体の実施状況

福祉事務所設置自治体については、法改正事項について、理念・定義に関する周知・取組については概ね広まっているものの、対象者を把握するための各種調査・統計の整理等の取組み状況は低い割合にあった。

また、法改正に伴って新たに創設された取組・事業についても、概ね取り組まれており、福祉事務所未設置町村対しの認知度は低くはないものの、自治体の実施状況には差があり、特に、地域居住支援事業や認定就労訓練事業の優先発注等については、十分に普及していないようにみられた。

その他、「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の必要性を感じている自治体は半数程度にのぼる、一方で人員体制構築が課題とする回答もみられた。

福祉事務所未設置町村においては、理念・定義に関する周知・取組はあまり幅広く展開されているとは言い難く、法改正事項の認知度も高いとは言い難い状況にある。

1. 改正法の実施状況に関する分析

(2) 法改正事項の「理念・定義」の認識・対応について

法改正事項の「理念・定義」の認識・対応として対象者像の調査・分析を行っている自治体の方が、取組を行っていない自治体と比べて、実績値が多いことや、改正事項の取組が進んでいた。各自治体の任意事業や法改正事項への取組、支援実績の差がある背景として、法改正事項の「理念・定義」の認識・対応として対象者像の調査や、支援状況の分析が影響している可能性を指摘できた。

1. 改正法の実施状況に関する分析

(3) 都道府県の取組と支援実績について

広域行政として管内自治体に対しての支援として、任意事業実施促進の働きかけが76.9%（改正前と比べ23.1ポイント増）、「就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」が43.6%（改正前と比べ12.8ポイント増）となっており、都道府県による取組が進んだことがうかがえた。

また、このアンケート回答結果をもとにした都道府県による各支援の実施状況と、管内の自治体における支援実績の関係を分析すると、「就労訓練アドバイザーの設置」や「支援員向けのスーパーバイズ」を行っているとは回答した都道府県の管内自治体の支援実績が比較的高い値を示した。その他の要因も複合的に影響すると考えられるものの、一定の有効性が示唆された。

1. 改正法の実施状況に関する分析 (4) 法改正の効果

法改正の取組事項については一部事業を除いて、ある程度は取り組みが進んでいた。支援の取り組みがなされている改正法の事業においては、支援効果が向上していることを実感している自治体も一定数あるといえるが、コロナの影響として人員体制に大きな影響を及ぼしていることが推測された。なお、取り組みがあまり進んでいない「地域居住支援事業」や、認定就労訓練事業の優先発注基準の設定などは、支援の出口に関連する部分であった。

2. 改正法の実施状況に関する分析 (1) 未実施の理由と必要性の認識

未実施自治体が実施しない理由として、予算、委託先、人材が不足していることから実施したいができていないと考えることができる。また、「自立相談支援事業で対応できている」と回答している自治体も一定数存在していた。

2. 改正法の実施状況に関する分析 (2) 「自立で対応できている」未実施自治体について

任意事業未実施自治体のうち、「自立で対応できている」と回答している自治体は、支援実績の数値は、全体と比べて、実績が顕著に低いとは言い難く、また、任意事業を実施しなくとも、ある程度は自立相談支援機関及び他の機関との連携をしながら支援を行っていることが確認できた。「自立で対応できている」という自治体は、もともと自立で対応できると判断しており、そもそも任意事業実施に向けての準備、調整があまりなされていないため、上記のような結果が出たと言える。

ただし、取組に向けての検討経過を詳細に把握すると、「課室内でのタスク整理」を行っていない自治体が多数あった。また、庁内の福祉関係以外との調整状況として実施予定はないと回答しているところが、両任意事業で8割程度と高い割合で回答され、特に、雇用部局との連携は薄かった。任意事業を実施していない理由として「自立で対応できている」と回答している自治体は、所管部局のみでそのように判断していることが推察された。

2. 改正法の実施状況に関する分析 (3) 利用実績が伸びている自治体における「入口」と「出口」について

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実績が高い自治体（上位25%以上）の法改正の取組状況をみると、全体及び下位25%と比較し、法改正事項の取組が進んでおり、新規相談受付件数や出口支援実績に関する項目も比較的高い値を示していた。

3. 新型コロナウイルスの影響に関する分析 (1) 相談ニーズの顕在化について

コロナ禍・住居確保給付金支給拡大に伴う自立相談支援機関等の数・状態像の変化をみると、「相談者が増えた」が約9割、「個人事業主からの相談が増えた」「就労支援が必要な人からの相談が増えた」「住まいに課題がある相談が増えた」の回

答が約8割のほか、「外国籍からの相談が増えた」が約6割、「高齢者からの相談が増えた」が約5割など、こうしたニーズが顕在化したともいえる。

3. 新型コロナウイルスの影響に関する分析 (2) ニーズへの対応

自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難さを感じているかを聞いたところ、基礎自治体では約9割、都道府県では約8割で困難さを感じており、新型コロナウイルスの流行に伴う自立相談支援機関への負担が増加していることが明らかになった。また、住居確保給付金の申請に係る相談のうち、自立相談支援機関のプランを作成することが適切と考えられたが、何らかの事情によりプランの作成・自立相談支援事業による継続的な支援につながっていないケースの有無について聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに半数を超えていた。

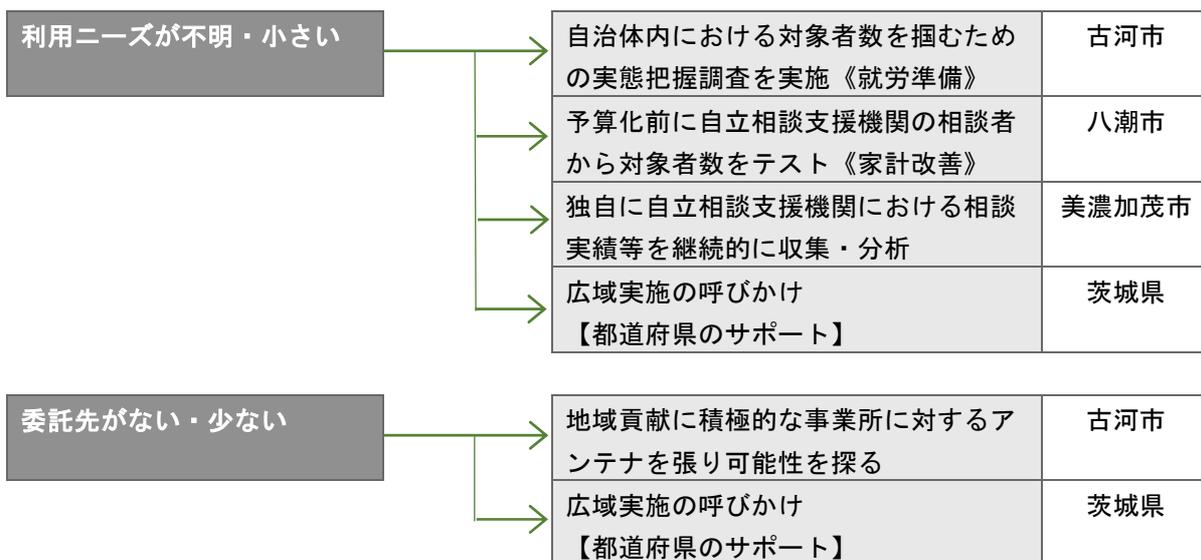
3. 新型コロナウイルスの影響に関する分析 (3) 任意事業の重要性の認識

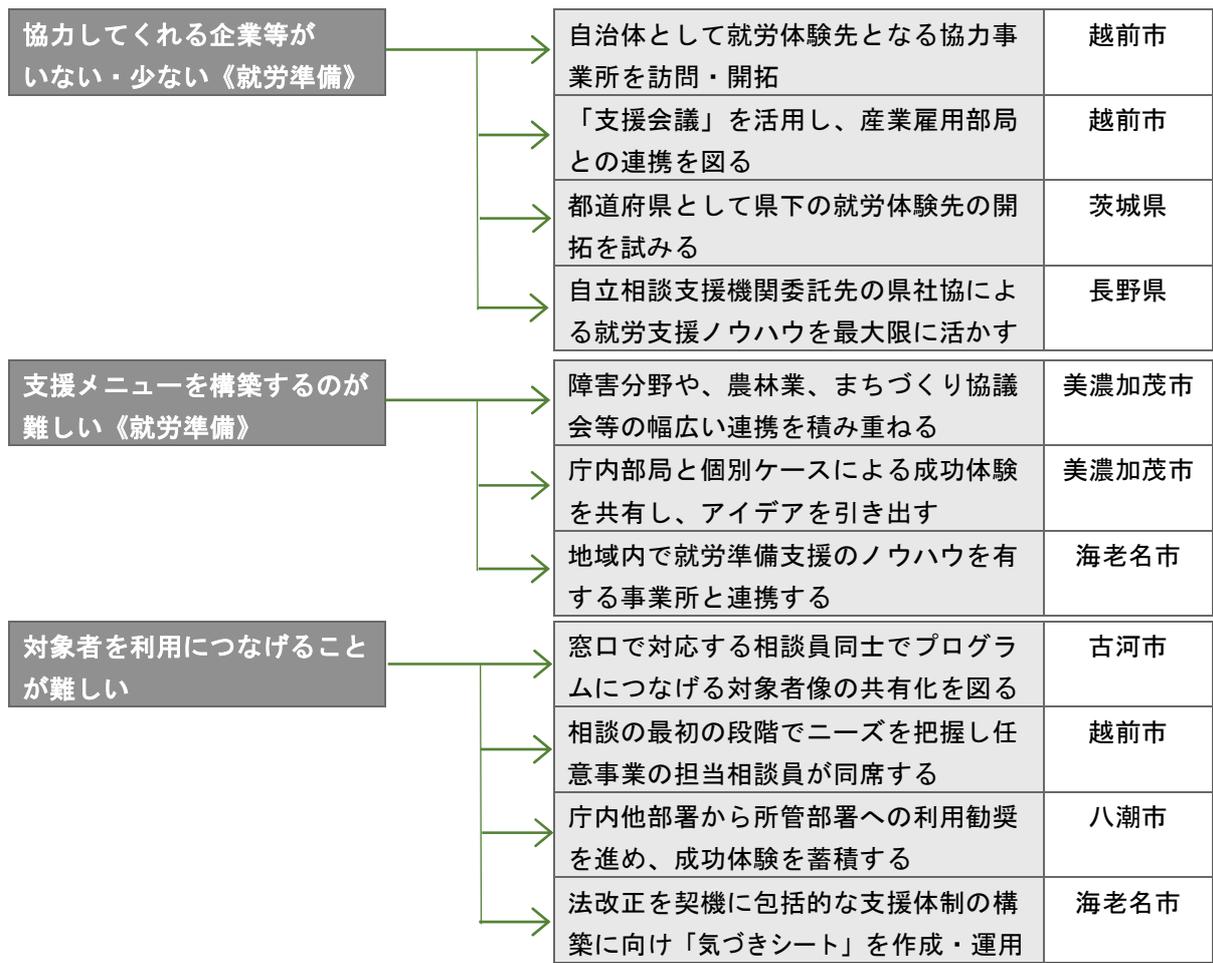
新型コロナウイルスの影響を受けて、自治体における生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化があったかを聞いたところ、「任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった」と回答したのは、基礎自治体で約3割、都道府県では約4割と最も高い割合であった。新型コロナウイルスの流行が一定程度任意事業の必要性の認識向上にも影響を与えたものと推測できる。

3. ヒアリング調査

就労準備支援事業や家計改善支援事業の利用実績の増加がみられる自治体における有効な取組手法やノウハウ等を収集し、未実施自治体が実施に至るまでに必要な対応や取組プロセスの参考となるように、また、既に任意事業に取り組んでいる自治体においても事業のさらなる改善に資する情報を取りまとめることを目的として、7つの自治体に対しヒアリング調査を実施した。

ヒアリング結果から、就労準備支援事業または家計改善支援事業の未実施自治体が実施に至るまでに想定される主な課題と、それを乗り越えるためのヒントについて、ヒアリング対象地域における取組事例を通じて整理した。





4. とりまとめ

本調査において実施した支援実績の分析、各種アンケート、ヒアリング調査、及び研究会等を通じての議論を踏まえ、以下のように取りまとめた。

1. 法改正の実施状況と今後の課題について

- (1) 基本理念・定義の明確化が後押しとなり、対象者をできる限り広く受け止める取組が推進されている。
- (2) 対象者像の把握のための各種調査や支援実績の分析を実践している自治体はまだ少ないものの、適切な人員体制や任意事業の実施、事業実施にあたって必要な予算の確保等を推進する基礎データとなることから効果的に展開していくことが重要。
- (3) 「支援会議」の設置状況は低調であるが、「支援会議」を活用したことで、関係機関等が把握している困窮が疑われるようなケースの情報の共有化が図られた、役割分担がしやすくなった等の成果があげられている。また、自治体の中には、支援会議を活用することにより、これまで縦割りの体制により協力を得られていなかった庁内部局との連携を図ることができたなどの意見も出ている。
- (4) 「入口」の相談体制が充実されつつある一方、認定訓練事業所の拡大や無料職業紹介事業等の自治体による就労支援の広がりとして未だ限定的にとどまっている。

- (5) 法改正により居住支援の強化が図られたが、一時生活支援事業の実施率・増加は任意事業の中で最も低く、地域居住支援事業の実施自治体はごく少数。自治体における住宅部局や居住支援関係の団体・関係者とのネットワークづくりの推進が課題ではないか。
- (6) 相談の入口を広く設定し、相談を受け止め、必要な支援を届けるという改正法が目指す方向性を着実なものとするために、客観的なデータ・評価等も活用しながら人員配置に係る十分な検討・対応が重要である。
- (7) 都道府県による市町村への支援事業では、任意事業の実施促進を図るための取組、社会資源の広域的な開拓等に取り組む都道府県が法改正後に増加。また、実施数は少ないものの支援員向けのスーパーバイズの取組等の有効性が示唆される。
- (8) 自立相談支援機関が設置されていない町村での「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施率は約3割。現在事業を実施していない町村のうち、必要性を感じている自治体は4割強。町村のニーズを踏まえ、都道府県との役割分担について丁寧に理解を図りながら取り組むことが重要。

2. 任意事業の実施促進に向けて

(1) 任意事業未実施自治体の実施促進に向けての取組

任意事業を実施したいが実施できていない自治体に向けて参考になる取組具体例として、ヒアリング等に基づき下記のように整理した。

A. 情報の整理・共有・活用		
項目	内容	ヒアリング事例
社会的に注目されているトピックスを活用（わかりやすく伝える）	「コロナ」「8050問題」「引きこもり」「子ども食堂」など、各種メディアで取り上げられる福祉的課題を庁内関係部局が管内の「我が事」として認識するべく庁内に周知	古河市
過去の議会答弁等を活用	過去の議会答弁等での当該制度の言及を確認、そのやりとりを庁内調整資料として活用	古河市
B. 支援ニーズの可視化		
項目	内容	ヒアリング事例
管内の対象者像等の推計・分析	各種統計・自治体データ・国からの状況提供に基づき、管内自治体の非課税世帯数、非正規雇用、失業者、引きこもり者等の算出・推計（詳細はP153）	古河市、茨城県
管内自立相談支援事業実施機関の実績分析（アンケート調査・ヒアリング含む）	自立相談支援機関に対し、過去の支援実績の分析やヒアリング・アンケート等から任意事業につながりそうな人の規模感の把握	八潮市、美濃加茂市
関係機関・庁内関係部局へのヒアリング	福祉事務所（生活保護担当）や社会福祉協議会等の関連する相談窓口において、任意事業の対象者層に関する情報・ニーズを収集	古河市
近隣・同規模自治体へのヒアリング	近隣・同規模自治体におけるニーズの確認・比較、先進自治体への視察	茨城県、八潮市、海老名市
財政効果の試算（生活保護費削減、年金受給額増額等）	任意事業を実施している財政的效果の予測（※1）	古河市、美濃加茂市
個別支援効果（成果）の見える化	先行的に「KPS ビジュアルイズツール」（※2）を活用している自治体における成果指標の活用	—
C. 社会資源の発掘・活用		
項目	内容	ヒアリング事例
既存の社会資源の発掘・活用	生活困窮者支援分野だけではなく、障害者就労支援事業所や、障害者就労に関心がある福祉以外の事業所、その他多くの事業所を候補と設定	古河市、越前市、美濃加茂市、長野県
広域展開の検討	県社協等とも連携しつつ既存の社会資源を複数の自治体、隣接する自治体において展開を検討	茨城県、長野県

（※1）本来受給できる権利を損なうことがないように配慮が必要

（※2）京都自立サポート就労センターが令和元（2019）年度社会福祉推進事業において開発した就労準備支援事業における本人の日常生活上の状態の改善や就労意欲の醸成、就労体験後の心身面の変化などを可視化するための評価シート（「見える化ツール」）詳しくは、下記URL参照。

<http://www.kyoto-ps.com/vt/>（最終閲覧日 令和3（2021）年3月18日）

（２）実施自治体の利用促進に向けての取組の方向性

任意事業を実施している自治体における任意事業の利用促進に向けての取組例として、本調査のヒアリングや研究会から得られたポイントについて下記に整理する。

＜就労準備支援事業＞

- ・就労準備支援員がフットワーク軽く活動を展開する
- ・市が就労体験先等の協力事業所とのネットワーク構築に向けてイニシアティブを取る
- ・支援対象者像を調査・整理する

＜家計改善支援事業＞

- ・家計改善支援員の早期介入
- ・支援状況の可視化
- ・新型コロナウイルスによる影響の考慮

（３）任意事業の実施促進に向けての都道府県の取組

任意事業の実施促進に向けて、ヒアリングや研究会から得られた都道府県の取組について整理すると次のとおり。

- ・管内の状況に関するデータの提供・見える化
- ・研修的な要素を盛り込んだ管内担当者への「検討会」（広域実施の推進）
- ・委託先や就労支援の協力事業所等の広域的な開拓・調整

3. 今後に向けて（提案）～次期法改正も見据えて～

（１）理念・利用勧奨等法改正事項の着実な遂行

法改正では、対象者として「社会的孤立」が新たに明記されたところであり、これを契機に就労準備支援事業を含む就労支援の対象者が広がった。対象者の理解、そして、制度がめざす所の認識を深めていくことが、生活困窮者の自立や尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりにつながっていくことが期待されることから、引き続き研修事業、特に、制度の理念については、認識を深めていく必要がある。

（２）テーマ別の取組み

＜就労支援に関すること＞

地域や自治体の就労支援を取り巻く環境を把握し（地域分析）、既往の就労支援の活動や事業と連携・協力しながら、地域や自治体の就労支援の機能強化をしていく必要がある。就労支援の仕組みづくりを官民一体となって作り、自治体・地域における就労支援のインフラを見直すことは、人口減少対策や、農業や介護福祉等の人材に絡む振興策、産業・企業の経済活動にも貢献でき、加えて、就職氷河期世代支援や令和3年度以降に開始される重層的支援体制整備事業で目指すとされている「参加支援」にも通じる。

＜家計面での支援に関すること＞

新型コロナウイルスの流行に伴い、非常に多くの貸付が行われている現状を踏まえ、相談者の家計面の支援をしていくことの重要性がより高まっている。特に、貸付の償還フェーズに入ったときに、自立相談支援機関として、どのような体制でどのような支援をしていくのかということをも早急に検討していくべきである。コロナ禍で出てきた貸付の償還の課題と相談者の家計改善とをどのようにつなげていくか、各自治体においての取組が問われている。

＜居住支援に関すること＞

コロナ禍において居所がない人の相談が全国的に増えてきていること、住居確保給付金支給件数が急増していること等から、今後も住宅弱者層の顕在化が予測されるため各自治体においての居住支援の強化が必要である。具体的には、一時生活支援事業は、事業の目的・必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながら

ら実施していくことが重要。なお、令和3（2021）年4月1日からは公営住宅の目的外使用に関する省令改正が予定されており、一時生活支援事業を実施する際に事後承認により公営住宅の目的外使用が可能となっているといったことの活用も期待される。社会的孤立の増加等の社会情勢を踏まえても、地域の中で居住支援の仕組みを作っておくことは住みやすいまちづくりにもつながる可能性がある。行政として、居住支援をどのように展開していくかという視座を持ちつつ、地域における居住支援環境を踏まえた取組が求められる。

（3）地域分析（可視化）の取組

本制度推進にあたっては、地域や対象者像の分析、可視化を行うことが効果的であることが示されたところであることから、具体的な地域分析の取組について整理した。

<対象者像の分析>

管内において、稼働年齢層や高齢者がどの程度存在し、その割合は近隣市町村と比べてどうか、加えて、管内の失業者や無業者がどの程度存在しているか等のデータは、本制度を展開していく上で極めて重要となる。具体的な指標例は次のとおり。

指標・視点	出典データ
屋外を起居の場所として日常生活を営んでいる者	ホームレスの実態に関する全国調査
住居確保給付金の受給者数	自治体保有データ
児童扶養手当の受給者数	都道府県データ（※1）
臨時福祉給付金（H26（2014）年度支給） （※住民税非課税世帯の世帯数の推計等に活用）	自治体保有データ（※2）
生活保護利用者の状況・割合	自治体保有データ
労働力人口（非正規雇用）	国勢調査
労働力人口（正規・非正規雇用、失業の有無）	国勢調査
労働力人口（有業・無業）	就業構造基本調査
非労働力人口（通学、家事、その他）	国勢調査

（※1）令和元（2019）年度社会福祉推進事業『居住支援の在り方に関する調査研究事業』（NPO 法人抱樸 P22 に、自治体内の潜在的なニーズの算出方法が掲載されている。

（※2）例えば、予算・決算データから事務費等を除き、個別給付額で割り戻して非課税者（課税ベース）を推計することは可能。

<地域特性・社会資源の分析>

任意事業の実施有無、支援実績状況、地域の社会資源の位置などについては、地図上で示し、視覚的な理解をすすめるとともに、効果的な支援体制構築につなげていくことが期待される。

なお、就労支援をとりまく環境の地域分析の取組例とし、その分析の手法、支援について、「就労支援のインフラ評価」として提案を行った。

<支援会議等の活用の可能性（支援会議等の機能化）>

地域分析等を、担当一部署のみではなく、支援会議等連携組織を通じて取り組むことも有効である。実際に、これから支援会議を通じて労働部局との連携を図ろうとする自治体や、自治体コンサルティング事業を通じて支援会議を機能化させて庁内の関係部課（福祉の各部署、教育、労働、農政、地方創生等）の交流・議論を試みている事例も出始めている。

（4）行政に期待される姿勢

それぞれの行政セクターに対し、期待される姿勢として次のように取りまとめた。

①国・自治体共通

- ・理念・定義や横のつながりを重視した研修の実施
- ・「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の活用

②基礎自治体

- ・委託任せにせず最後の砦としての行政の責務を果たす
- ・本制度を活用して政策実現を目指す（本制度を「接着剤」に）

③都道府県

- ・スーパーバイズなどのバックアップの有効性
- ・市町村への基礎データの提供
- ・町村部における幅広い相談の受付と、支援のつなぎのサポート

④国

上記①～③といった動き上記をサポートしていく必要があるとともに、本調査を踏まえると、以下のような取組が期待される。

- ・支援の「出口」づくりの支援
- ・基礎数値の情報提供
- ・個別の対応（自治体の状況に応じた支援）

（５）新型コロナウイルスの流行により新たに表出した課題等への対応

令和元（2019）年度終盤から本年度にかけて全国を席卷した新型コロナウイルスの流行は、新規相談者数や住居確保給付金の申請の激増をはじめ、本制度に対しての大きな影響を与えている。生活困窮者自立支援制度の今後の展開を見据えていく上で、新型コロナウイルスにより表出した課題、支援ニーズ、支援成果など以下の事項については早急に取りまとめていくべきと思われた。

- ①新たに表出した支援対象者層の分析
- ②相談支援手法・プロセスの課題分析
- ③相談支援体制の課題分析
- ④償還時の家計面の支援のあり方の検討
- ⑤生活保護制度との連携のあり方の検討

事業実施機関

一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004

札幌市中央区北4条西6丁目1番1 毎日札幌会館3階

電話番号：011-222-3669